

原子力災害に係る避難先施設登録制度に関する説明会

説明資料

平成 2 8 年 1 1 月

青森県健康福祉部健康福祉政策課

[<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hinansakitourokuseido.html>]

1 原子力災害時の医療機関・社会福祉施設等の避難

- ①平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故では、広域な避難を伴う大規模な原子力災害を想定した備えをしていなかったこと等により、病院の入院患者等の避難は困難を極め、避難過程での容態悪化など深刻な事態に陥った。

<状況>

福島第一原子力発電所の20km圏内の病院等では、早期に避難先医療機関や避難手段を確保し、医療チームが搬送に関与する等した病院等は避難過程での死亡者はでなかった。しかし、避難先等の確保が遅れ、十分なサポートがない状況で避難を行った病院等では避難過程で死亡者が出た。

<教訓>

病院等は平常時から自治体等と連携して「避難計画」を作成し、準備することが重要。

- ②県では、東北電力株式会社東通原子力発電所で原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害対策重点区域内の医療機関及び社会福祉施設等が、県及び所在市町村等と連携して「避難計画」を作成することができるよう支援を行うことを目的として、平成27年4月に「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定した。

- ③ガイドラインでは、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の確保について、考え方を規定している。

2 避難先の考え方①

避難先の考え方について、「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」では次のとおり定めている。

原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン(抜粋)

●避難先は、県が事前に避難先候補施設として了解を得られた施設をグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県及び避難先市町村が連携して施設と調整を行い決定する。

➤施設が作成する「避難計画」にはあらかじめ特定の施設名は記載しない。

➤施設では、災害時に県及び市町村が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。

●児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所となる。

➤施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

➤台帳登録を行うため、

県では「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、対象としている医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する文書を出した。

※青森市及び弘前市に所在する施設には、平成28年2月18日付け青健福第2139号及び平成28年7月12日付け青健福第829号で青森県健康福祉部長名の依頼文書を送付。

※黒石市、五所川原市及び平内町に所在する施設には、平成28年10月28日付け青健福第1472号で青森県健康福祉部長名の依頼文書を送付。

※特に提出期限は設けていないが、可能な限り平成28年12月16日(金)までに提出をお願いしたい。なお、12月16日を過ぎて提出された申請書でも受け付けする。

2 避難先の考え方②

原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン(抜粋)

<台帳登録と調整（マッチング）のイメージ>

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、19床）	M施設（〇〇を10人まで受入可）
	B施設（19km、19床）	N施設（〇〇を15人まで受入可）
	：	：
老人施設	E施設（4km、定員5）	U施設（〇〇を10人まで受入可）
	F施設（5km、定員18）	V施設（〇〇を5人まで受入可）
	：	：
障害者施設	I施設（9km、定員30）	Y施設（〇〇を10人まで受入可）
	J施設（13km、定員50）	Z施設（〇〇を10人まで受入可）
	：	：

◇調整例（県及び避難先市町村が連携して施設と調整し避難先として決定）

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、対象19人）	M施設（施設被災のため受入不可）
		N施設（特に状態を問わずに10人まで受入可）⇒10人避難
		P施設（〇〇であれば15人まで受入可）⇒9人避難

3 避難元の市町村と避難先の市町村

東北電力(株)東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（原子力発電所から概ね30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等の入院患者や入所者については、基本的に住民と同じ避難先市町村へ避難する。

このため 下記の避難先市町村に所在している医療機関及び社会福祉施設等を避難先とする。

避難元 市町村名	避難先 市町村名
東通村	青森市
むつ市	青森市
	黒石市
	五所川原市 平内町
横浜町	弘前市
六ヶ所村	

※むつ市に所在している医療機関及び社会福祉施設等が多いため、青森市内の被災状況や避難対象者数によっては、青森市以外の医療機関や社会福祉施設等を避難先とする可能性がある。



原子力災害対策重点区域

PAZ (Precautionary Action Zone)

(予防的防護措置を準備する区域)
⇒概ね半径5km圏内
⇒早い段階から避難の準備をし、放射性物質の放出前に避難を開始する。

UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

(緊急時防護措置を準備する区域)
⇒概ね半径5km～30km圏内
⇒放射性物質の放出前後は屋内に退避する。放射性物質の放出が落ちついた後に、地域の空間放射線量率を計測し、避難や一時移転が必要と判断された場合には、避難等を行う。

4 避難元の医療機関及び社会福祉施設等の状況

東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（概ね30km圏内）に所在している、入院機能を有している医療機関及び入所系の社会福祉施設等は次のとおり。

（平成28年6月20日現在）

区分	対象施設	施設数
医療機関	病院(3)、有床診療所(4)（※一般住民対象で、入院機能を有するもの）	7
社会福祉施設等（入所施設）	養護老人ホーム(1)、特別養護老人ホーム(10)、軽費老人ホーム(1)、介護老人保健施設(4)、認知症高齢者グループホーム(9)、ショートステイ(1)、有料老人ホーム(11)、サービス付き高齢者向け住宅(1)	41
	障害児入所施設(1)、障害者支援施設(5)、障害者グループホーム・ケアホーム(10)	16
計		64

市町村	医療機関			社会福祉施設等（老人入所）			社会福祉施設等（障害入所）		
		うち5km圏内	うち5～30km圏内		うち5km圏内	うち5～30km圏内		うち5km圏内	うち5～30km圏内
東通村	1 (19)		1 (19)	5 (132)	2 (23)	3 (109)	0		
むつ市	5 (612)		5 (612)	28 (964)		28 (964)	12 (223)		12 (223)
横浜町	0			4 (196)		4 (196)	0		
六ヶ所村	1 (19)		1 (19)	4 (122)		4 (122)	4 (59)		4 (59)
計	7 (650)	0	7 (650)	41 (1,414)	2 (23)	39 (1,391)	16 (282)	0	16 (282)

※（ ）内は病床数又は定員数（ショートステイは含まない）

5 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

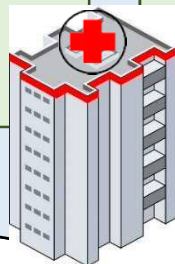
(1) 事前の準備（避難先施設の登録） 第1条～第8条

①県は、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、この要綱に基づき「**避難先施設**」の登録を進めるため、**医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する**。

②医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録制度の目的に賛同し「避難先施設」として登録することが可能な場合には、**県に申請を行う**。

避難先施設の役割

- ◇原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、
- ◇避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の入所者の受入れを行い、
- ◇避難生活に必要な支援を行う。



登録対象

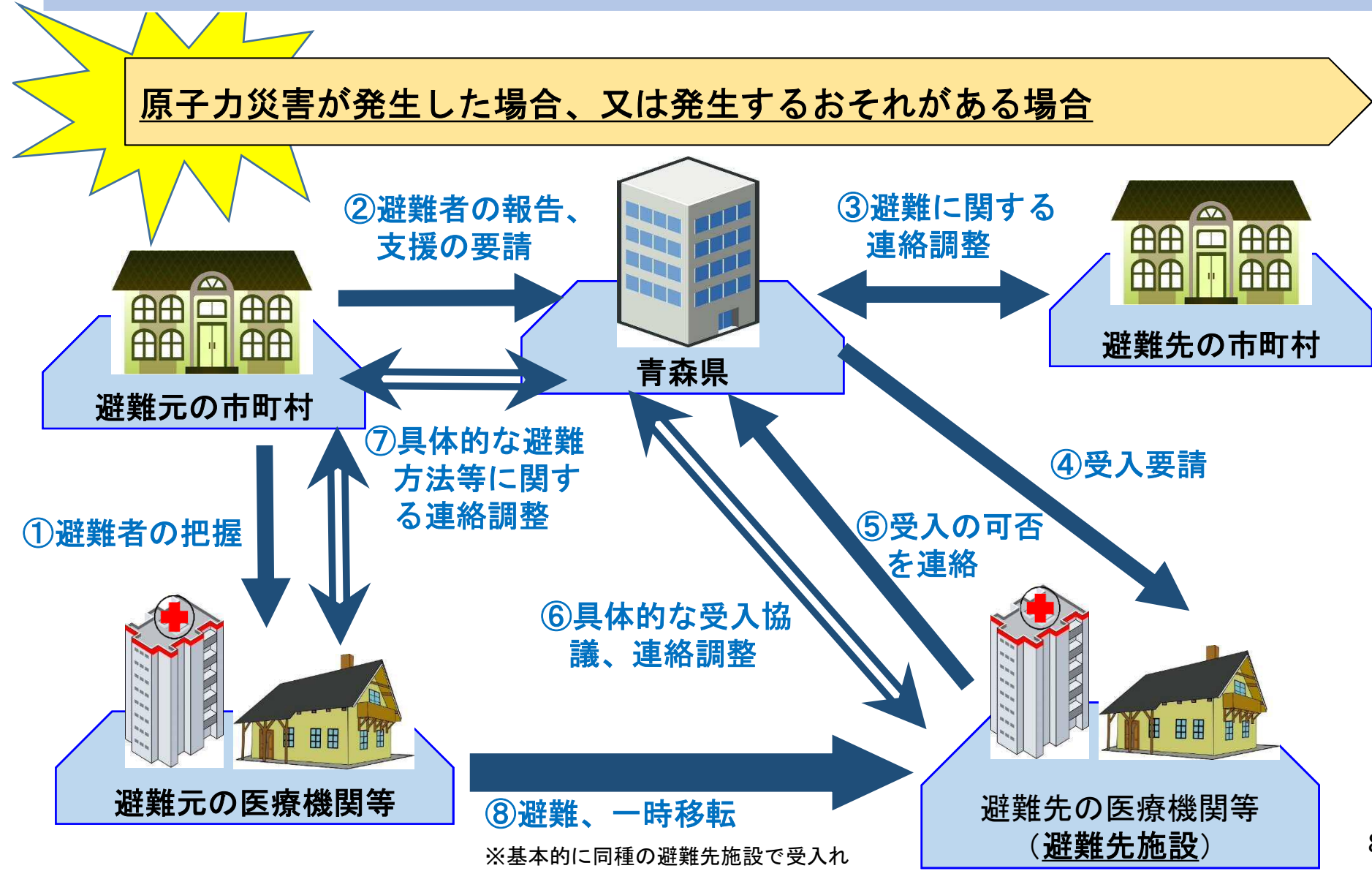
- ◇避難先市町村（青森市、弘前市）に所在している次の施設
 - ・病院、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設



③県は、申請内容を確認し**台帳に登録を行う**。登録期間は廃止の届出がない限り自動更新し、登録内容は定期的に更新する。

5 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(2) 原子力災害に係る避難者の受入 第9条第1項～第4項



5 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

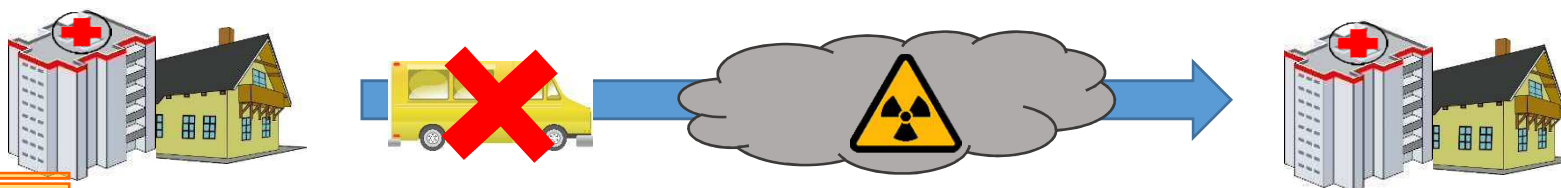
(3) 避難者の放射性物質による汚染の状況 第9条第5項

①原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を行っており、放射性物質による汚染がない者

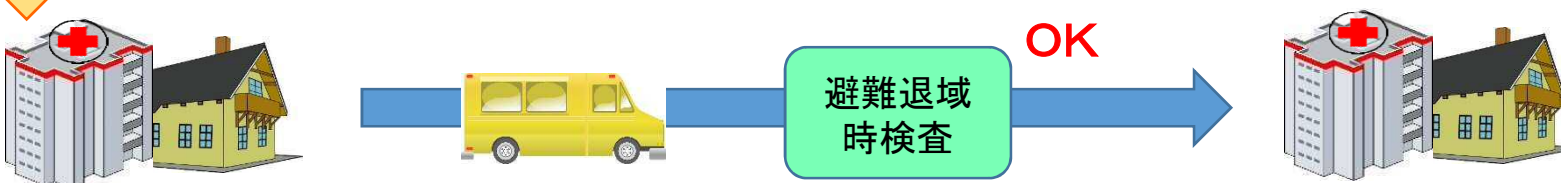
- ・原子力発電所から5 km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を開始して、安全な地域に到達する。

②原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難等を行った者で、県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者

- ・原子力発電所から30 km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



- ・原子力発電所からの放射性物質の放出が落ちついた後、国が避難や一時移転が必要な状況であるか判断し、避難等を行う場合は、避難途中で避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。



5 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(4) 避難先施設の協力内容 第10条～第13条

避難先施設における受入期間や支援内容は次のとおり。

受入期間

- ◆受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間
- ※避難後、そのまま入院・入所になった場合を含むものである
※台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入しなければならないものではなく、受入にあたっては必ず調整を行うものである

支援内容

- ◆避難者及び付添いする支援者に対する
必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ◆避難者に対する
避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

可能な範囲で協力をお願いすること

- ◆所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ◆医療機関や社会福祉施設等の入院・入所者以外の者の受入れ（在宅で医療や介護を受けており医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館等の避難所に避難したがそこでは健康状態の悪化が懸念される者など）

5 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(5) 避難先施設の費用負担 第14条

受入に要した費用は県が負担する（災害救助法等の定めによる）

避難先施設の位置付け

位置付け	運営者	運営の支援
県が開設する 福祉避難所 （災害救助法第2条 により県が実施主体 として救助）	避難先施設の管理者 （県が福祉避難所の 運営を委託）	・ 県→避難先施設との連絡調整、後方支援 ・ 避難元市町村→避難者の退所等の支援 ・ 避難先市町村→避難先施設への食料の配分等の支援 （災害救助法第13条第2項による県が行う救助の補助業務）

費用負担する内容

管理運営に要した次の費用

- ①食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- ②日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- ③避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ④避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ⑤その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用